

議案第72号

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第5項」を「第22条の2第1項」に、「第28条の5第1項若しくは」を「第28条の5第1項又は」に改め、「又は山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号）第2条から第4条まで」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者（再任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以降引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通期による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 改正後の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例は、令和2年4月1日より前に任期の始まる山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号）第2条及び第3条に掲げる職員には適用しない。

3 この条例の施行の日前における職員以外の者としての勤続期間は、改正後の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に含まないものとする。

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>、第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項</u>又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」とい。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p><u>2 職員以外の者（再任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以降引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通期による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第5項</u>、第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項</u>若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号）<u>第2条から第4条までの規定により採用された者を除く。以下「職員」とい。）</u>が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p>

上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。